

資料3 下水道事業をめぐる最近の動き (法適化、経営戦略)

財務規定等の適用範囲の拡大

【現状】

下水道事業の約9割は官庁会計方式で計理が行われており(法非適用)、経営状況の把握・分析が難しい。

【課題】

- ① 大量更新時代を迎える公営企業施設の維持管理や更新には多額の費用を要する一方で、国・地方の財政が厳しさを増す現在、地方公営企業に対する一般会計負担の更なる拡大には限界がある。
- ② こうした中、住民向けサービスの安定的供給に支障が生じないように施設の更新投資を着実に進めていくためには、そのための費用把握・財源確保を適時適切に行うことが重要。
- ③ 更新投資のための費用把握・財源確保のためには、その前提として、現在保有している資産の価値、及び当該資産に対応する財源を把握し、適正な料金水準を設定することが必要。

 **資産価値や事業毎の損益が明確にならない単式簿記・現金主義の官庁会計方式には限界がある。
地方公営企業法に基づく企業会計方式の活用を一層促す必要がある。**

地方公営企業法の適用範囲(現行)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

<法適用事業>

(地公企法の規定を適用する事業)

<当然適用事業>

(地公企法2①②)

【全部適用事業】

- 水道
- 工業用水道
- 交通(軌道)
- // (自動車)
- // (鉄道)
- 電気
- ガス

【財務規定等適用事業】

- 病院

<任意適用事業>

(地公企法2③)

自主的適用

<法非適用事業>

(地公企法の規定を適用しない事業)

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道
- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他
(有線放送等)

※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業

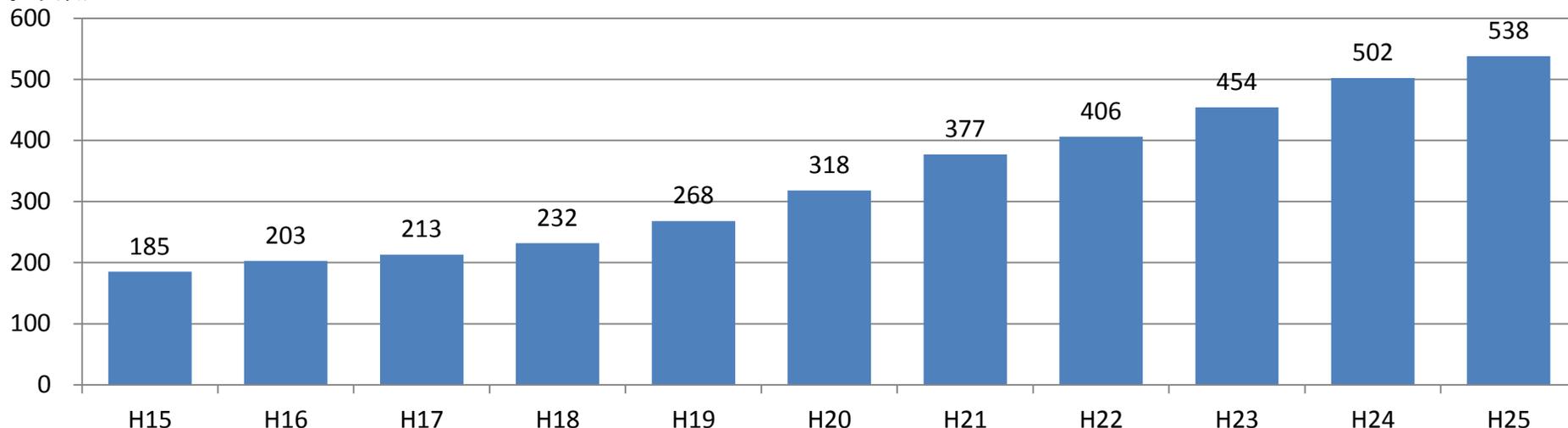
地方公営企業法適用(財務適用等)事業数の推移

法適用している事業数の割合は、過去10年間増加しているが、全体の14.8%にとどまっている。

(事業数)

事業名	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25
法適用済事業数(A)	185	203	213	232	268	318	377	406	454	502	538
全下水道事業数(B)	4,956	4,343	3,699	3,709	3,705	3,687	3,635	3,637	3,625	3,633	3,640
割合(A/B)	3.7%	4.7%	5.8%	6.3%	7.2%	8.6%	10.4%	11.2%	12.5%	13.8%	14.8%

(事業数)



地方公営企業法の適用に関する研究会 報告書の概要

- 普及・拡大から経営の時代への転換期を迎え、地方公営企業がサービスを持続的・安定的に供給するためには、経営情報の的確な把握や経済性の発揮、企業間での経営状況の比較等が求められる。その前提として財務規定等の適用が不可欠。
- 特に経営管理の必要性の高まりが顕著な簡易水道事業・下水道事業は、適用範囲拡大の対象とすべき。
- 様々な課題に対応し、適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めたロードマップを早急に示すべき。

1 はじめに

- ・ 本研究会の目的 ・ 地方公営企業法の概要 ・ 法適用の状況
- ・ 法適用範囲の拡大に関するこれまでの議論の流れ

2 財務規定等の適用範囲の拡大の背景と意義

- ・ 地方公営企業を取り巻く環境の変化
 - ①人口減少、②資産の増・老朽化、更新需要等の高まり、③料金収入の減等をはじめとする厳しい財政事情、④情報公開の要請、⑤地方公会計改革等の進展等
- ・ 財務規定等の適用範囲の拡大の意義
 - ①損益・ストック情報の把握により適切な経営計画等を策定、②企業間での経営状況の比較、③経営の自由度向上による経営効率化、④住民・議会によるガバナンスの向上 等

3 地方公営企業の現状

- ・ 各事業の現状・内容、法適用範囲の拡大に当たっての留意点
- ・ 地方公共団体への意見調査結果

4 適用範囲の拡大にあたっての課題と対応

- ① 移行体制に係る支援の強化が必要(マニュアル整備、アドバイザー派遣事業の強化、都道府県等と連携した移行体制構築)
- ② 財政的支援の強化が必要(既存の財政措置の拡充、必要経費を複数年度で負担する仕組みの検討)
- ③ 固定資産をはじめとする会計情報整備の手法の提示が必要
- ④ 十分な移行期間の確保が必要

- ⑤ 小規模事業への対応(一定規模以上の事業・団体から順を追うなど、段階的に法適用を進めていく必要)

5 地方公共団体の懸念に対する見解

- ・ 財務規定等の適用の前後で一般会計からの繰入れに対する考え方が変化するものではない。
- ・ 任意適用の基準である70～80%以上の経費回収率の基準は見直す必要があるのではないか。

6 今後の法適用範囲の拡大に関する考え方

- ・ 基本的に全ての事業について財務規定等を適用すべき。
- ・ 資産が増大・老朽化し、また住民に不可欠なサービスとして定着するなど、簡易水道事業・下水道事業については、その経営管理の必要が高まっており、財務規定等を適用することが特に必要な事業といえる。
- ・ 地方公共団体等と意見交換を行いつつ、様々な課題に対応し、財務規定等の適用範囲の拡大を円滑かつ着実に進めるため、法制化の時期も含めた今後のロードマップを早急に示すべき。

7 その他

- ・ 新たな地方公会計基準との関係
- ・ 固定資産台帳の整備、施設等の更新計画の策定
- ・ 財務規定等、地方公営企業会計による会計情報の活用

公営企業会計の適用拡大に向けたロードマップ

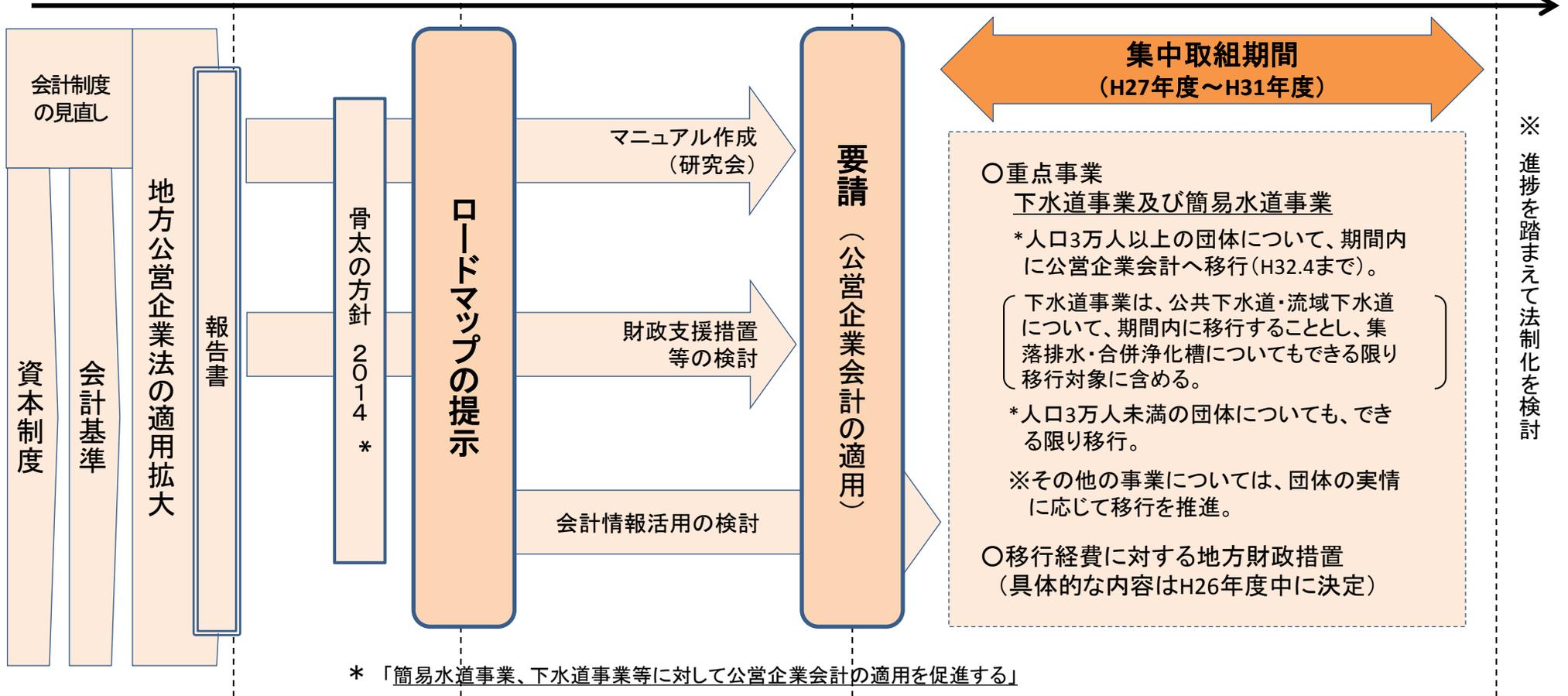
○公営企業会計の適用拡大

H26.4

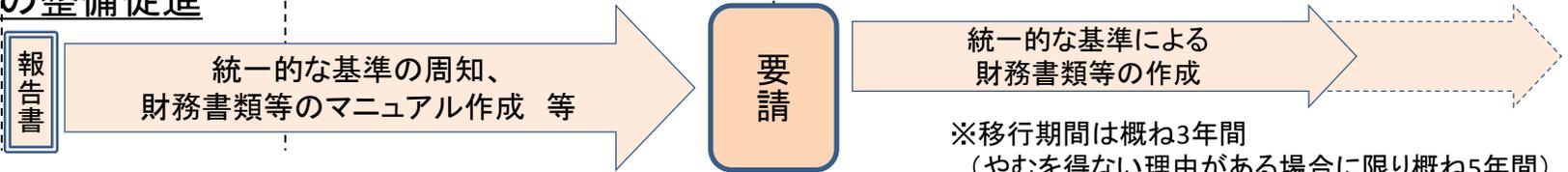
H26.8

H27.1頃

H32.4



○地方公会計の整備促進



地方公営企業法の適用に関する実務研究会 中間まとめ (平成26年10月) 概要

<基本的な考え方>

- 公営企業会計の適用(財務規定等の適用)には相当程度の事務量が生じることから、適用に取り組む地方公共団体は、所要の事務量を速やかに把握した上で、それを基に必要となる期間を見込み、予算(費用)、人員の確保等に取り組むことが必要。
- 移行事務の中でも負担が多いとされる固定資産情報整備については、貸借対照表・損益計算書を適正に作成し、資産の現状把握を合理的に行うことが可能な水準の精度であることが必要。一方で、地方公共団体の過度な負担とならないことも必要。この両者を満たす水準の精度で行うことを基本とすることが妥当。

第1. 研究会の目的

- ・ 平成25年度の「地方公営企業法の適用に関する研究会」の成果を踏まえて、適用に当たっての実務的な取扱いについて整理を行うもの。
- ・ 経営環境が厳しさを増していること等から、「骨太の方針2014」「留意事項通知」等を踏まえて、公営企業会計の適用に取り組むことが必要。

第2. 「中間まとめ」について

- ・ 総務省が公表した「ロードマップ」では、人口3万人以上の地方公共団体が行う下水道・簡易水道を重点として平成31年度末までに公営企業会計を適用することとしている。地方公共団体は速やかに取組を開始することが必要。
- ・ 地方公共団体が速やかに諸準備に着手できるよう、移行事務の全体像や規模、固定資産情報整備の標準的な水準等について、「中間まとめ」を取りまとめ。
- ・ 先行団体にあっても、「中間まとめ」を参考に、固定資産台帳の一層の充実・精度向上等に取り組むことを期待。

第3. 移行事務の全体像と必要な期間等

- ・ 移行に要する期間、予算、人員等は団体によって異なるが、既適用団体の平均期間が2年7カ月など、相当の規模。先進事例等も参考にに取り組むことが必要。

第4. 固定資産情報の整備

- ・ 貸借対照表・損益計算書を適正に作成できることを基本として、資産の状況(老朽化の現状等)を合理的に把握できる水準であることが必要。
- ・ 整備、メンテナンスには相当程度の事務量が生じることから、実施可能性に配慮して、過度に精緻な水準を求めるべきではない。
- ・ 上記の考え方に照らして、固定資産台帳の登録単位、記載項目の標準的な水準を定めることを基本。
- ・ 移行時に、取得時の時期・価額が不明な資産は、「地方公営企業資産再評価規則」を基本として、合理的に取得時期・価額を算定し、固定資産台帳に記載。

第5. その他

- ・ 公営企業会計の適用と地方公会計の関係が、分かりやすく、また、整合したものとなるようにすることが必要。
- ・ 総務省は、固定資産台帳の様式例の改定、質疑応答集の公表、先進事例の紹介等、地方公共団体をこれまで以上に強力に支援することが必要。
- ・ 都道府県は、公営企業会計を適用する市町村に対して、先進事例の紹介、アドバイザーの派遣等、実効性のある支援を行うことが必要。

第6. 本研究会の今後の検討予定

- ・ 本研究会は、固定資産台帳等の整備についての考え方等の具体化、分かりやすいマニュアルの策定等に取り組む、平成26年度中に成果を取りまとめる。6

「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付通知)の概要

1. 基本的な考え方

- 平成21年度から集中的に推進してきた公営企業の抜本改革の取組は、予定どおり平成25年度末で一区切り。
- 人口減少、施設老朽化等、経営環境が厳しさを増す中で、サービスの安定的な継続のためには、平成26年度以降も、不断の経営健全化等が必要。(事業の意義・必要性がない場合には廃止し、採算性に応じて民営化・民間譲渡等を検討。)
- 中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤強化と財政マネジメントの向上に取り組むことが必要。
- 損益・資産等の的確な把握のため、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入が必要。特に、簡易水道・下水道は、基本的に必要。

2. 計画的経営の推進 ～「経営戦略」の策定～

- ・ 将来にわたり事業を安定的に継続するため、「経営戦略」を企業ごとに策定し、これに基づく計画的な経営が必要。〈期間:10年以上を基本〉

(「経営戦略」の主な内容)

- ・ 企業及び地域の現状と将来見通しを踏まえたもの
- ・ 「投資試算」(施設・設備投資の見通し)、「財源試算」(財源の見通し)等で構成される「投資・財政計画(収支計画)」
- ・ 「投資試算」等の支出と「財源試算」が均衡するよう、施設・設備のサイズダウン、効率的配置、PPP/PFIをはじめとする民間的経営手法の導入や事業の広域化等の取組、財源面の見直しを検討
- ・ 組織、人材、定員、給与について、効率化・合理化の取組を検討
- ・ ICTの活用、資金不足比率、資金管理・調達、情報公開、防災対策等

※3～5年に一度見直しを行う等、適切な事後検証、更新等を行う

3. 公営企業の経営に係る事業別の留意事項

「経営戦略」の策定等に当たっての、水道事業、下水道事業をはじめとする事業ごとの留意点。

4. 「資金不足等解消計画」策定上の留意事項

5. 「経営健全化計画」策定上の留意事項

地方債同意等基準に定める「資金不足等解消計画」や、健全化法に基づき、資金不足比率が経営健全化基準以上である公営企業が策定する「経営健全化計画」は、「経営戦略」の考え方等を基本として策定。

6. その他

- ・ 市町村の公営企業に対する都道府県の支援、消費税の適正な転嫁、「インフラ長寿命化基本計画」等との関係等を記載。
- ・ 総務省においては、必要な支援を継続的に行っていく予定。

「経営戦略」についての基本的な考え方と構成

- 「経営戦略」は、各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画。
- 「経営戦略」は、「投資試算」(施設・設備投資の見通し)等の支出と「財源試算」(財源の見通し)を均衡させた「投資・財政計画」(収支計画)が中心。
- 組織効率化・人材育成、広域化、PPP/PFI等の効率化・経営健全化の取組方針を記載。

経営戦略[イメージ]

投資・財政計画(収支計画)

投資試算

均衡

財源試算

[投資以外の経費]

反映

効率化・経営健全化の取組方針

組織,人材,定員,給与
に関する事項

広域化,民間の資金・ノウ
ハウ活用等に関する事項

その他の経営基盤強
化の取組(ICT活用等)

資金不足比率,資金
管理・調達,情報公開

その他重点事項(防災対
策,危機管理等)

経営戦略の特徴(想定)

- ① 特別会計ごとの策定を基本とすること。
- ② 企業及び地域の現状と、これらの将来見通しを踏まえたものであること。
- ③ 計画期間は10年以上を基本とすること。
- ④ 計画期間中に必要な住民サービスを提供することが可能となっていること。
- ⑤ 「投資試算」をはじめとする支出と「財源試算」により示される収入が均衡した形で「投資・財政計画」が策定されていること。
- ⑥ 効率化・経営健全化のための取組方針が示されていること。

「投資・財政計画」策定までの流れ②(投資試算等と財源試算の整合性検証)

- 「投資試算」等の支出と「財源試算」にギャップがある場合には、以下のようにギャップ解消に取り組むことが必要。
- 投資以外の経費について、必要かつ合理的な額の確保を前提とした上で、更なる効率化に取り組むことが必要。

投資試算の再検討

- ダウンサイジング、スペックダウン
- 予防保全型維持管理を含む適切な維持管理による長寿命化
- 過剰投資・重複投資の精査
- 新たな知見や新技術の導入
- 優先順位が低い事業の先送り、取りやめ
- 民間資金・ノウハウ等の活用(PPP/PFIの導入等)
- 広域化の推進 等

財源試算の再検討

- 内部留保額の見直し
- 料金の見直し 等

両面から
均衡点を探る

取組を反映

投資以外の経費の効率化

給与・定員の見直し、広域化の推進、民間のノウハウの活用(指定管理、民間委託等)、ICTの活用等による更なる効率化

<留意点>

地域の現状や将来像を踏まえた検討、公営企業の技術担当部局や一般会計の企画・財政担当部局をはじめとする地方公共団体全体の関係部局との連携、議会・住民への十分な説明等が必要。

公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会(概要)

趣旨目的

公営企業は、飲料水・工業用水の提供や下水の処理、公共輸送の確保、医療の提供をはじめ、地域において住民の暮らしを支える重要な役割を担っている。これまでのところ、経営全体としては黒字基調で推移しているが、高度経済成長期以降に急速に整備された社会資本が大量に更新時期を迎えつつあり、人口減少に伴う収入減等も見込まれる等、取り巻く経営環境は厳しさを増している。

このため、総務省は、「経済財政運営と改革の基本方針 2014」(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえて、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付け自治財政局公営企業課長等通知)において、各公営企業が中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、同計画に基づき経営基盤の強化に取り組むこと等を要請している。

一方で、公営企業が適切な「経営戦略」を策定し、それを活用して経営基盤強化に取り組むためには、経営状況の的確な把握、投資の合理化についての具体的なあり方の検討等の課題も存在しており、各公営企業がより円滑に取り組むための支援が必要である。

これらのことを踏まえて、「公営企業の経営戦略の策定支援と活用等に関する研究会」を開催し、関係者の意見を伺いながら、公営企業の中長期的な経営と「経営戦略」の活用のあり方等について検討を行うこととする。

委員名簿(敬称略、委員は五十音順)

座長 堀場 勇夫	青山学院大学経済学部教授	関口 智	立教大学経済学部教授
石原 俊彦	関西学院大学大学院教授	滝沢 智	東京大学大学院教授
井手 秀樹	慶応義塾大学商学部教授	沼尾 波子	日本大学経済学部教授
大滝 精一	東北大学大学院教授	原田 賢一郎	北海道大学大学院教授
奥野 信宏	中京大学総合政策学部教授	水田 雅博	京都市公営事業管理者上下水道局長
神尾 文彦	野村総合研究所社会システムコンサルティング部長	渡部 厚志	松江市上下水道事業管理者上下水道局長
倉本 宜史	甲南大学マネジメント創造学部講師		

スケジュール等

平成26年11月10日(月)に第1回研究会を行い、平成26年度中に成果を取りまとめる。

研究会ホームページ(総務省ホームページ内)

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/kenkyu/koueikigyou_keieisenryak/index.html